

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に、「第6条」を「第5条第6項」に改める。

第19条第1号イ及び第2号並びに第29条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第51条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第51条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
附則に次の1項を加える。

（条例附則第24項の規定の適用を受ける職員の支給額）

5 条例附則第24項の規定の適用を受ける職員に対する第26条の規定の適用については、当分の間、同条第1項及び第3項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時

間勤務職員とみなして、改正後の第51条の2第1項の規定を適用する。